

○赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

平成31年3月28日

規則第19号

改正 令和2年8月12日規則第33号

令和4年1月11日規則第1号

令和4年6月29日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（平成31年赤磐市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第7条第2項の抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(設置事業の周知等)

第4条 条例第8条第3項の看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせ（様式第1号）とし、事業者は、当該看板を事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

(事前協議書等の提出)

第5条 条例第9条第1項の協議は、事前協議書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第4号）
- (3) 地区に対する説明報告書（様式第5号）
- (4) 近隣関係者に対する説明報告書（様式第6号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別表第2に定める図書のうち市長が必要と認めるもの

第6条 条例第9条第2項第4号の環境調査対象事業とは、事業区域が10ヘクタール以上である設置事業をいい、同号の環境影響に関する調査を行った旨の報告書の記載事項については、市長が別に定める。

(協議終了の通知)

第7条 条例第9条第3項の通知は、事前協議終了通知書（様式第7号）により行う。

(協議内容の変更)

第8条 条例第10条第1項の書面は、事業変更協議書（様式第8号）とする。

2 条例第10条第1項ただし書の規則に定める軽微なものは、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の縮小

- (2) 発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの
(工事の着手等の届出)

第9条 条例第11条の届出は、次の書面により行うものとし、正本及び副本を作成の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事着手届出書(様式第9号)
- (2) 工事(中止・再開)届出書(様式第10号)
- (3) 工事完了届出書(様式第11号)
- (4) 工事取りやめ届出書(様式第12号)
(管理者等に関する情報の掲示等)

第10条 条例第13条の掲示は、次の内容を記載した太陽光発電設備の管理者等に関する情報の看板を設置することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の所在地
- (2) 事業者の名称及び連絡先
- (3) 緊急時の連絡先
- (4) 発電設備の発電出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

2 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じ、条例第10条第1項本文の規定による協議が終了したとき又は同項ただし書の規則で定める軽微なものに係る変更を行ったときは、当該看板に記載した事項を速やかに訂正するものとする。

(発電事業終了届)

第11条 条例第14条第2項の規定による届出は、発電事業終了届出書(様式第13号)により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第14号)とする。

(指導、助言又は勧告に係る書面)

第13条 条例第17条第1項の指導又は助言は、(指導・助言)通知書(様式第15号)により行うものとする。

2 条例第17条第2項の勧告は、勧告書(様式第16号)により行うものとする。

(公表)

第14条 条例第18条第1項の規定による公表は、赤磐市公告式条例(平成17年赤磐市条例第3号)第2条第2項の市役所前掲示場への掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会を付与する通知等)

第15条 条例第18条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会を付与する通知(様式第17号)により行うものとする。

2 事業者は、条例第18条第2項の規定により通知された事項について意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第18号)により行うものとする。

(審議会の組織)

第16条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

(審議会の会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急の必要があり会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月12日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月11日規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

条例第7条第1項第1号に該当する地域	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項第1号で定める自然公園の区域内
条例第7条第1項第2号に該当する地域	1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内、及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内
条例第7条第1項第3号に該当する地域	埋蔵文化財包蔵地（埋蔵文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項）を包蔵する土地をいう。）
条例第7条第1項第4号に該当する地域	都市計画法（昭和43年法律第100号上の）第8条第1項に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域

別表第2（第5条関係）

	図書の種類	必要な記載事項
1	開発区域位置図	25,000分の1以上 1 方位 2 開発区域 3 開発区域周辺の公共施設の位置、名称
2	開発区域図	3,000分の1以上 1 方位 2 開発区域 3 市町村界及び周辺の地形市町村界及び周辺の地形が分かるもの 4 凡例
3	開発面積求積図	3,000分の1以上 1 方位 2 開発区域面積の求積 3 開発区域及び隣地に係る土地の地番、地目及び形状を明示 4 凡例

4	現況図	3, 000分の1以上 1 方位 2 開発区域 3 地形（等高線 2 m） 4 開発区域内及び周辺の公共的施設の位置、名称 5 開発行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等 6 凡例
5	土地利用計画図	3, 000分の1以上 1 方位 2 開発区域 3 切土、盛土法面 4 施設又は工作物の種類毎の位置 5 道路の位置、形状及び幅員 6 凡例
6	防災計画・排水計画平面図	3, 000分の1以上 1 方位 2 開発区域 3 等高線 4 排水、防災施設の位置、形状、寸法、名称 5 集水区域の区域界線 6 排水路毎に勾配、流水方向 7 下流河川の名称 8 流下能力検討地点の写真 9 流量計算書との照合符号 10 道路、公園その他の公共的施設及び予定建築物の敷地等の計画高 11 凡例
7	造成計画平面図	3, 000分の1以上 1 方位 2 開発区域 3 等高線 4 切土部、盛土部 5 がけ又は擁壁の位置、形状

		6 道路の位置、形状、幅員、勾配 7 道路の中心線、測点、計画高 8 縦横断測点又は測線 9 公共的施設の位置、規模及び形状
8	造成計画縦断図 (道路計画縦断図)	300分の1以上 1 現地盤線と計画地盤線 2 開発区域の境界位置 3 基準線 4 切土部、盛土部 5 大規模施設、工作物の位置、形状 6 測点、距離
9	造成計画横断図 (道路計画横断図)	300分の1以上 1 現地盤線と計画地盤線 2 開発区域の境界位置 3 基準線 4 切土部、盛土部 5 大規模施設、工作物の位置、形状 6 各種寸法、形状 7 測点、距離 8 土質、岩質の種類
10	排水施設構造図	50分の1以上 1 形状、種類毎の標準断面図 2 その他必要なもの
11	防災施設等の構造図 正面図 平面図 側面図 断面図 配筋図	50分の1以上 1 形状、種類毎の規格構造等 2 堰堤、擁壁等については (1) 構造物の記号 (2) 寸法、法勾配 (3) 材料の種類 (4) 裏込材料等の品質、寸法 (5) 透水層の位置、寸法 (6) 基礎に関すること。 (7) 構造物

		3 その他必要なもの
1 2	法面詳細図	5 0 分の 1 以上 1 土質、岩質による勾配、法面保護等の標準断面図 2 その他必要なもの
1 3	道路計画構造図	5 0 分の 1 以上 1 道路計画にかかる施設等の構造図、標準断面図 2 その他必要なもの
1 4	公図	近隣関係者として事業の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること。
1 5	事業区域内の登記事項証明書	副本にはコピーを添付でも可。
1 6	土地の使用権限を証する書類	1 5 の登記事項証明書で足りる場合は不要。
1 7	看板（様式第 1 号）設置の写し	カラー写真
1 8	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 9 条の規定による認定を受けている場合はその写し	
1 9	他の法令による許可又は認可等を受けている場合はその写し	
2 0	資金計画書	
2 1	暴力団又は暴力団員でないことの誓約書	
2 2	その他市長が必要と認める図書	

様式第1号(第4条関係)

太陽光発電設備設置事業のお知らせ	
事業区域の所在地	赤磐市
事業区域の面積	平方メートル
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
設計者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
工事施工者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
看板設置年月日	年 月 日
<p>この看板は、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の規定により設置したものです。</p> <p>太陽光発電設備設置事業に関する連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p> <p>工事に関する連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p>	

※ 設置上の注意

- (1) 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。
- (2) 太陽光発電設備設置事業に着手する60日前から事業区域内の見やすい場所に設置すること。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者

住所

氏名

電話番号

事前協議書

赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて協議します。

記

発電事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、 代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	赤磐市
事業区域の面積	平方メートル
工事施工者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、 代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
発電設備の運転開始予定日	年 月 日

様式第3号(第5条関係)

事業計画書

発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
	連絡先(電話)
設計者又は代理人の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
	連絡先(電話)
工事事業者又は代理人の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
	連絡先(電話)
太陽電池モジュール(パネル)の総面積	平方メートル
太陽電池モジュール(パネル)の種類	
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
想定発電出力	kW
想定年間の総発電電力量	kWh
管理の方法	
原状回復の方法	
都市計画区域	都市計画区域 内・外 地域
関係法令等	

様式第4号(第5条関係)

事業区域等状況調書

1 事業区域内

事業区域の所在地	赤磐市
事業区域の面積	平方メートル
事業区域の現況地目	
森林の有無等	有・無 森林計画区(有・無) 保安林の指定(有・無)
農地の有無等	有・無 (畑、田、その他)
湧水等の有無及び利用状況	有・無 利用状況()
井戸の有無及び利用状況	有・無 利用状況()
用水路又は排水路の有無、利用状況及び管理者名	有・無 利用状況() 管理者名 ()
河川の有無、利用状況及び管理者名	有・無 利用状況() 管理者名 ()

2 事業区域周辺

事業区域周辺の森林の有無等	有・無 森林計画区(有・無) 保安林の指定(有・無)
事業区域周辺の農地の有無等	有・無 (畑、田、その他)

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者

住所

氏名

電話番号

地区に対する説明報告書

地区に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

事業区域の所在地	赤磐市
説明会を実施した日、場所及び参加者名	開催日 年 月 日(回目) 場所 参加者名 別紙のとおり
説明した内容	
地区からの意見又は要望の内容	
地区からの意見又は要望に対する事業者の 対応又は回答	

添付書類 参加者一覧

議事録等

上記の内容は、説明を受けた内容と相違ありません。

年 月 日

地区の名称

代表者 住所

氏名

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者
住所
氏名
電話番号

近隣関係者に対する説明報告書

近隣関係者に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

事業区域の所在地	赤磐市
説明を実施した日及び場所	開催日 年 月 日(回目) 場所
説明を受けた者の住所及び氏名	別紙のとおり
説明を行った者の氏名	
説明した内容	
近隣関係者からの意見又は要望の内容	
近隣関係者からの意見又は要望に対する事業者の対応又は回答	

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

殿

赤磐市長



事前協議終了通知書

下記の事業について協議が終了したので、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第3項の規定により通知します。

記

発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	赤磐市
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備の出力	Kw
事前協議の日及び受付番号	年 月 日 第 号

市の意見

--

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

赤磐市長 殿

事業者
住所
氏名
電話番号

事業変更協議書

赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第1項本文の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 事業区域の所在地等

事業区域の所在地	赤磐市
発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
太陽光発電設備の出力	Kw

2 変更する事項

赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項の協議を行った事項のうち変更をしようとする項目	変更前	変更後

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者

住所

氏名

電話番号

工事着手届出書

下記の工事に着手するので、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により届け出ます。

記

発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	赤磐市
太陽光発電設備の出力	Kw
工事完成予定日	年 月 日

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者

住所

氏名

電話番号

工事(中止・再開)届出書

下記の工事を(中止・再開)しますので、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により届け出ます。

記

発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	赤磐市
太陽光発電設備の出力	Kw
工事を(中止・再開)する理由	

様式第11号(第9条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者

住所

氏名

電話番号

工事完了届出書

下記の工事が完了したので、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により届け出ます。

記

発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	赤磐市
太陽光発電設備の出力	Kw
工事完了の日	年 月 日
発電設備の運転開始予定日	年 月 日

様式第12号(第9条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者

住所

氏名

電話番号

工事取りやめ届出書

下記の工事を取りやめますので、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により届け出ます。

記

発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	赤磐市
太陽光発電設備の出力	Kw
工事を取りやめる理由	
原状回復の方法	

様式第13号(第11条関係)

年 月 日

赤磐市長 殿

事業者

住所

氏名

電話番号

発電事業終了届出書

次のとおり発電事業を終了しましたので、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定により届け出ます。

記

発電事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	赤磐市
太陽光発電設備の出力	Kw
発電事業を終了した日	年 月 日
太陽光発電設備を処分した日	年 月 日
太陽光発電設備を処分した方法	
原状回復を行った日	年 月 日
原状回復の方法	

様式第14号(第12条関係)

(表面)

第 号	
所 属	
職氏名	
身分証明書	
この証明書を携帯する者は、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条第1項の規定による立入調査を行う職員である。	
年 月 日交付	赤磐市長 印

(裏面)

赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(抜粋)

(報告及び立入調査)

- 第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 前項の規定により事業区域に立ち入り、調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
 - 第1項に規定する権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第15号(第13条関係)

第 号
年 月 日

殿

赤磐市長



(指導・助言)通知書

赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおり(指導・助言)します。

記

事業区域の所在地	
(指導・助言)の内容	

様式第16号(第13条関係)

第 号
年 月 日

殿

赤磐市長



勧告書

あなたには、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行いました。現在もなお必要な措置がなされていないので、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により、下記の措置を講じるよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例及びこの規則の規定によりあなたの氏名及び住所並びにこの勧告の内容を公表することがあります。

記

事業区域の所在地	
措置期限	年 月 日
措置すべき事項	

様式第17号(第15条関係)

第 号
年 月 日

殿

赤磐市長



意見を述べる機会を付与する通知

下記の件については、年 月 日付け、第 号の勧告書をもって必要な措置を講じるよう勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定によりその旨を公表することを予定しています。よって、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、次に記載した公表を予定する事項を公表することとなります。

記

1 公表を予定する事項

事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	
公表の原因となった事業の内容	
指導若しくは助言又は勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

2 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第18号(第15条関係)

年 月 日

赤磐市長

事業者

住所

氏名

電話番号

公表に関する意見書

年 月 日付け、第 号の意見を述べる機会を付与する通知が送付されたので、下記のとおり意見を述べます。

記

事業区域の所在地	赤磐市
公表の原因となった事業に関する意見	
その他公表を予定している内容に関する意見	

備考 意見書を提出する場合は、証拠書類等を提出することができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第9条関係)

様式第12号 (第9条関係)

様式第13号 (第11条関係)

様式第14号 (第12条関係)

様式第15号 (第13条関係)

様式第16号 (第13条関係)

様式第17号 (第15条関係)

様式第18号 (第15条関係)